



副業拡大！地域に飛び出す職員をさらに応援！

～ 市職員が報酬を得て地域貢献活動に参加できる範囲を広げます ～

生駒市では、職員の地域貢献活動への積極的参加を促進し、公共性のある組織で副業に就きやすくするため、平成29年8月1日より職員が職務外に報酬を得て地域貢献活動に従事する際の基準を定めています。この副業促進の取組により、職員が職務外での地域活動をより主体的に責任感を持って関わることができたり、活動で得られた経験や新たなネットワークが本業にも活かすことができるなど、これまで一定の成果が生まれています。今回、職員による職務外での地域貢献活動をさらに応援するため、基準を一部改正し、対象職員や活動地域の範囲を大幅に広げます。

今回の改正により、地域に積極的に飛び出す職員が増えることで、組織内の仕事をするだけでは見えてこない地域が抱える問題の発見や、市民協働のまちづくりに欠かせない地域課題解決能力のさらなる向上につながることを期待できます。

■ 副業をさらに応援するために（今回の変更点）

- 1 市外での活動も対象にします
- 2 採用2年目職員から可能になります（必要在職年数を「3年以上」から「1年以上」に）

■ その他の要件

公務能率の維持を確保するため設けていた、活動条件の「職務の遂行に支障がないこと」や「職務の公正の確保を損わないこと」といった許可基準や、活動報告義務などは従来どおり変更しません。

■ 変更日 平成30年8月1日

■ これまでの実績（すべて職務時間外での活動）

平成29年度（平成29年8月1日～平成30年3月31日）

- 計5件…少年サッカーチームのコーチ 1名（消防職）
 - 中学校バレーボール部のコーチ 1名（消防職）
 - 小学生にいのちの大切さを教える出前授業を行うNPO活動 3名（消防職）

平成30年度

- 計6件…上記5件に加えて、中学校バスケットボール部のコーチ 1名（事務職）

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市人事課（課長 鯉田、課長補佐 上野） ☎0743-74-1111(内線 241、242)

《参考》

	改正前	改正後
対象となる活動	<p>次の要件をすべて満たす活動であること。</p> <p>(1) 公益性が高く、継続的に行う地域貢献活動であって、報酬を伴うもの。</p> <p>(2) <u>生駒市の発展、活性化に寄与する活動</u>であること。</p>	<p>次の要件をすべて満たす活動であること。</p> <p>(1) 公益性が高く、継続的に行う地域貢献活動であって、報酬を伴うもの。</p> <p>(2) <u>市内外の地域の発展、活性化に寄与する活動</u>であること。</p>
対象職員	<p>次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>(1) 一般職の職員（嘱託・臨時職員は除く）であること。</p> <p>(2) 活動開始予定日において<u>在職3年以上</u>であること。</p> <p>(3) 活動開始予定日の直前の人事評価について、目標達成度評価においては前2回、職務行動評価にあっては前1回の評価が、ともにB以上である者。</p>	<p>次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>(1) 一般職の職員（嘱託・臨時職員は除く）であること。</p> <p>(2) 活動開始予定日において<u>在職1年以上</u>であること。</p> <p>(3) 活動開始予定日の直前の人事評価について、目標達成度評価においては前2回、職務行動評価にあっては前1回の評価が、ともにB以上である者。（ただし、採用2年目職員など職務行動評価を1度も実施していない職員は当該評価結果は考慮しない。）</p>